

社会福祉法人鹿嶋市社会福祉協議会

次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間
2. 内 容

目標1： 年次有給休暇を付与日数の70%以上取得する。

<対策>

- 業務の簡素化・合理化等により業務量の削減に努める。
- 職員が計画的に年次休暇の取得ができるよう、管理者が部下に対する配慮を行うとともに各職場において相互応援ができる体制の整備を検討する。